

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【公開番号】特開2014-61080(P2014-61080A)

【公開日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-018

【出願番号】特願2012-207285(P2012-207285)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月2日(2015.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

残額を記憶したプリペイド媒体を挿入／排出可能で、遊技者により挿入された前記プリペイド媒体の残額にもとづき貸し球の払い出しに係る制御を実行する一方、所定の操作に応じて前記プリペイド媒体を排出して遊技者に返却する球貸機と電気的に接続されているとともに、

遊技球が入賞可能な入賞部材と、遊技に係る動作を制御する制御装置と、遊技球を貯留可能な貯留部材とを備えており、前記入賞部材へ遊技球が入賞すると、所定個数の遊技球を賞球として前記貯留部材へ払い出すパチンコ機であって、

遊技者に前記プリペイド媒体の返却忘れについて注意喚起する注意喚起手段と、前記貯留部材が満タンであるか否かを検知する検知手段とを備えており、

前記制御装置は、前記貯留部材が満タンであることを検知すると、所定のタイミングで前記注意喚起手段を作動させることを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】

所定の図柄を変動／確定表示する図柄表示部を備えており、所定の条件が成立すると、前記制御装置による制御のもと、前記図柄表示部において前記図柄の変動を開始させ、所定の変動時間の経過に伴い前記図柄を所定の確定表示態様で確定表示させるパチンコ機であって、

前記注意喚起手段が前記図柄表示部であり、

前記制御装置は、前記貯留部材が満タンであることを検知すると、前記図柄表示部に所定の注意喚起メッセージ表示を表示することを特徴とする請求項1に記載のパチンコ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するために、本発明のうち請求項1に記載の発明は、残額を記憶したプリペイド媒体を挿入／排出可能で、遊技者により挿入された前記プリペイド媒体の残額にもとづき貸し球の払い出しに係る制御を実行する一方、所定の操作に応じて前記プリペイ

ド媒体を排出して遊技者に返却する球貸機と電気的に接続されているとともに、遊技球が入賞可能な入賞部材と、遊技に係る動作を制御する制御装置と、遊技球を貯留可能な貯留部材とを備えており、前記入賞部材へ遊技球が入賞すると、所定個数の遊技球を賞球として前記貯留部材へ払い出すパチンコ機であって、遊技者に前記プリペイド媒体の返却忘れについて注意喚起する注意喚起手段と、前記貯留部材が満タンであるか否かを検知する検知手段とを備えており、前記制御装置は、前記貯留部材が満タンであることを検知すると、所定のタイミングで前記注意喚起手段を作動させることを特徴とする。

請求項 2 に記載の発明は、請求項 1 に記載の発明において、所定の図柄を変動 / 確定表示する図柄表示部を備えており、所定の条件が成立すると、前記制御装置による制御のもと、前記図柄表示部において前記図柄の変動を開始させ、所定の変動時間の経過に伴い前記図柄を所定の確定表示態様で確定表示させるパチンコ機であって、前記注意喚起手段が前記図柄表示部であり、前記制御装置は、前記貯留部材が満タンであることを検知すると、前記図柄表示部に所定の注意喚起メッセージ表示を表示することを特徴とする。

なお、請求項 1 又は 2 に記載の発明において、前記貯留部材から遊技球を抜くための球抜き手段を備え、前記制御装置は、前記貯留部材が満タンであることに起因して前記注意喚起手段を作動させた際、前記注意喚起手段によって、遊技者に前記球抜き手段の操作をも促すように構成してもよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明のうち請求項 1 に記載の発明によれば、制御装置が、貯留部材が満タンであることを検知すると、所定のタイミングで注意喚起手段を作動させることによって、遊技者にプリペイド媒体の返却忘れについて注意喚起するため、遊技者がプリペイド媒体の返却を忘れたまま席を離れてしまうといった事態を効果的に防止することができる。

また、請求項 2 に記載の発明によれば、図柄表示部を注意喚起手段としているため、注意喚起手段として別途専用の部材を設けたり、新たな信号ラインを設けたりする必要がなく、部材の増加に伴う遊技として使用可能なスペースの低減、制御の複雑化に伴う制御装置の負荷増大等といった事態も生じない。